

たばこ税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(輸出されたことを証する書類)

第六条 令第七条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に規定する合衆国軍事郵便局の証明した書類とする。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(輸出されたことを証する書類)

第六条 令第七条に規定する財務省令で定めるものは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に規定する合衆国軍事郵便局の証明した書類とする。